



宮 崎 県 公 報

平成23年3月31日（木曜日）号外 第35号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (秘書広報課) 1
- 公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法

第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する

- 規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 4
- 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 4
- 宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則…………… (管理課) 6

訓 令

- 宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務事務センター) 6

規 則

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第8号

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年宮崎県規則第67号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(所得等報告書)				(所得等報告書)			
第4条 条例第3条第1号イに規定する規則で定める所得の金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4の規定による上場株式等の配当等に係る配当所得、同法第28条の4の規定による土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第31条の規定による長期譲渡所得、同法第32条の規定による短期譲渡所得、同法第37条の10の規定による株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに同法第41条の14の規定による商品先物取引による事業所得及び雑所得の金額とする。				第4条 条例第3条第1号イに規定する規則で定める所得の金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4の規定による上場株式等の配当等に係る配当所得、同法第28条の4の規定による土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第31条の規定による長期譲渡所得、同法第32条の規定による短期譲渡所得、同法第37条の10の規定による株式等の譲渡による事業所得、 <u>譲渡所得</u> 及び雑所得並びに同法第41条の14の規定による商品先物取引による事業所得、 <u>譲渡所得</u> 及び雑所得の金額とする。			
様式第3号（第5条関係）				様式第3号（第5条関係）			
[略]				[略]			
区 分		所得金額	基因となった事実	区 分		所得金額	基因となった事実
[略]				[略]			
分 離 課 税	[略]			分 離 課 税	[略]		
	商品先物取引による事業所得及び雑所得				商品先物取引による事業所得、 <u>譲渡所得</u> 及び雑所得		
[略]				[略]			
[略]				[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮崎県規則第 9 号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 課 次に掲げる組織をいう。</p> <p>ア 宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号。以下この号及び次号において「組織規則」という。）第 5 条に規定する局（危機管理局、こども政策局及び観光交流推進局を除く。）及び課</p> <p>イ [略]</p> <p>(6)～(11) [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 課 次に掲げる組織をいう。</p> <p>ア 宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号。以下この号及び次号において「組織規則」という。）第 5 条に規定する局（<u>高速道対策局に限る。</u>）及び課</p> <p>イ [略]</p> <p>(6)～(11) [略]</p>

別記様式第 1 号の 3 を次のように改める。

様式第 1 号の 3 (第 6 条関係)

寄 附 申 込 書

年 月 日

県知事

殿

申込者 住 所

氏 名

印

下記のとおり財産を寄附したいので申し込みます。

記

- 1 寄附しようとする理由
- 2 寄附財産の表示
 - (1) 財産の種別
 - (2) 所 在 地
 - (3) 土地地目又は建物等の種類・構造
 - (4) 数量又は面積
- 3 寄附財産の時価見積額
- 4 寄附に条件を付す場合の内容
- 5 添付書類
登記事項証明書 (登記簿謄本)、位置図、公図 (字図) 等参考となる書類

備考：この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第10号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(平成18年宮崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の副局長、参事、課長、経営企画監及び副参事 イ [略] (2) [略]	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の副局長、 <u>技監</u> 、参事、課長、経営企画監及び副参事 イ [略] (2) [略]

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則(平成18年宮崎県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の副局長、参事、課長、経営企画監、副参事及び課長補佐 イ [略] (2) [略]	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の副局長、 <u>技監</u> 、参事、課長、経営企画監、副参事及び課長補佐 イ [略] (2) [略]

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第11号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則(平成18年宮崎県規則第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(自立支援医療費の支給認定の申請等) 第8条 [略] 2 省令第35条第2項第1号の医師の意見書又は診断書の様式は、政令第1条第1号に規定する育成医療(以下「育成医療」という。)にあっては意見書(別記様式第7号)によるものとし、同条第3号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)にあっては診断書(別記様式第8号)によるものとする。 3 省令第35条第2項第2号に掲げる同条第1項第9号の書類の様式は、 <u>重度かつ継続に関する意見書(別記様式第9号)</u> によるものとする。	(自立支援医療費の支給認定の申請等) 第8条 [略] 2 省令第35条第2項第1号の医師の意見書又は診断書の様式は、政令第1条第1号に規定する育成医療(以下「育成医療」という。)にあっては意見書(別記様式第7号)によるものとし、同条第3号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)にあっては <u>診断書(別記様式第8号)又は重度かつ継続に関する意見書(別記様式第9号)</u> によるものとする。

4 [略]

3 [略]

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

診断書(精神通院医療)

氏 名			年 月 日 生 (歳)	男 ・ 女
住 所				
① 病名 (ICDコードは、F00～F99、G40の いずれかを記載)	(1) 主たる精神障害 _____	ICDコード ()		
	(2) 従たる精神障害 _____	ICDコード ()		
	(3) 身体合併症 _____			
② 発病から現在までの病歴 (推定発病年月、発病状況、治療 の経過等を記載)				
③ 現在の病状、状態像等 (該当する項目の数字を○で囲む。)			④ ③の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所 見等	
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他 () (2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 () (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他 () (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 () (5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 () (6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他 () (7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 () (8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) 1 てんかん発作 発作型 () 頻度 () 2 意識障害 3 その他 () (9) 精神作用物質の乱用、依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 () ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害 エ その他 () (10) 知能・記憶・学習等の障害 1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 認知症 3 その他の記憶障害 () 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 () 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他 () (11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他 () (12) その他 ()				
⑤ 現在の治療内容 (1) 投薬内容 (薬剤名・用量等)		(2) 精神療法等		
[]		[]		
		(3) 訪問看護指示の有無 (有・無)		
⑥ 今後の治療方針		⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 (該当する項目の数字を○で囲む。)		
		(1) 障害者自立支援法に規定する自立訓練 (生活訓練)		
		(2) 共同生活援助 (グループホーム) (3) 共同生活介護 (ケアホーム)		
⑧ 備考		(4) 居宅介護 (ホームヘルプ) (5) 訪問指導		
		(6) その他 ()		
⑨ 「重度かつ継続」に関する意見 ※ICDコードがF4～F9の場合のみ記入してください。				
(1) 計画的・集中的な治療を 継続して行う必要性の有無 (有・無)		(2) 医師の略歴 ((1)で有の場合のみ精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが 分かるように記載すること。) ■ ア 精神保健指定医 ■ イ その他の医師 _____ 年 月 から _____ 年 月 まで (医療機関名) _____ にて _____ に従事 _____ 年 月 から _____ 年 月 まで (医療機関名) _____ にて _____ に従事		
年 月 日	医療機関所在地	_____		
	名 称	_____		
	診 療 担 当 科	_____		
	電 話 番 号	_____		
	医師氏名 (自署または記名捺印)	_____		
		* 県処理欄	「重度かつ継続」 該当 ・ 非該当	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第12号

宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則

宮崎県産業開発青年隊規則（平成22年宮崎県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(入隊資格) 第7条 青年隊に入隊することができる者は、次のとおりとする。		(入隊資格) 第7条 青年隊に入隊することができる者は、次のとおりとする。	
区分	入隊資格	区分	入隊資格
施工管理課程	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 <u>その他</u> 同法第90条第1項に規定する者	施工管理課程	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 <u>その他</u> の同法第90条第1項に規定する者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者
専攻課程	学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 <u>その他</u> 同法第90条第1項に規定する者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者	専攻課程	学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 <u>その他</u> の同法第90条第1項に規定する者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第2号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程（昭和62年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 課 宮崎県行政組織規則第5条に規定する局（ <u>危機管理局</u> 、 <u>こども政策局</u> 及び <u>観光交流推進局</u> を除く。）及び課、同規則	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 課 宮崎県行政組織規則第5条に規定する局（ <u>高速道対策局</u> に限る。）及び課、同規則第6条第2項に規定する課並びに

第 6 条第 2 項に規定する課並びに宮崎県労働委員会事務局処務規程（平成 2 年訓令第 1 号）第 2 条に規定する調整審査課をいう。

(5) [略]

宮崎県労働委員会事務局処務規程（平成 2 年訓令第 1 号）第 2 条に規定する調整審査課をいう。

(5) [略]

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

--	--